

令和4年 第10回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年10月5日(水) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	欠 席	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 欠席  
 事務局次長 久保田 豊人  
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
 (所有権移転) 3件

議案第 53 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	2 件
議案第 54 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	2 件
報告第 9 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	3 件

#### 第 4 協議・連絡事項

- ・ 農業委員会だよりについて
- ・ 遊休農地利用意向調査について
- ・ 令和 4 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・ 第 11 回農業委員会総会について

#### 5. 会議の概要

事務局次長       ただいまから、令和 4 年第 10 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

      本日の出席委員は 19 名中、18 名で総会成立の定足数に達しております。

      欠席委員は 8 番「菊池 繁生委員」の 1 名です。

      それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

      (大本会長挨拶)

議 長           それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

      (異議なし)

議 長           それでは議事録署名人に「2 番、川口 一英委員」、「3 番、菊池 眞策委員」を指名します。

議 長           それでは付議案件に入ります。  
議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

      番号 26 から 28 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局           それでは、議案第 50 号、番号 26 から 28 について説明します。

番号 26、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「444 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「1,835 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「市外に居住し、耕作ができないので譲り渡したい」。譲受人は「依頼を受けて管理を行っていた農地なので、取得して経営したい」であります。

譲受人の経営面積は「109.4 a」です。

続きまして、番号 27 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「15 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「306 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「市外に居住し、耕作ができないので譲り渡したい」。譲受人は「農地を譲り受けて、農業経営の安定化を図りたい」であります。

譲受人の経営面積は「136.9 a」です。

続きまして、番号 28 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「764 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「市外に居住し、耕作ができないので譲り渡したい」。譲受人は「所有地に隣接する農地なので、譲り受けて農地の集団化を図りたい」であります。

譲受人の経営面積は「72.1 a」です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 2 番

それでは番号 26 から 28 について説明します。

譲渡人の「〇〇〇〇」さん、お父さんが亡くなった機会にお父さんの代から耕作してもらっていた農地を譲り渡したいとのこと。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。経営面積も少なく、まだ余裕がありますのでまだまだ大丈夫です。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。この方、面積を拡大していきたいとのことなので問題ないと思います。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。まだ余裕があります。息子さんは勤められています、手伝いをされているので問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 29、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 29 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「532 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「1,172.46 m<sup>2</sup>」3 条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「県外在住のため、耕作ができないので譲り渡したい」。譲受人は「経営規模を拡大し、経営の安定化を図りたい」であります。

譲受人の経営面積は「109.1 a」です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要

件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。この2人は姉弟です。地主さんは〇〇〇〇におられるので耕作できないことから、お姉さんの「〇〇〇〇」さんに譲り渡したいとのことですが、実際は、「〇〇〇〇」さんの旦那さんが耕作しております。特に問題はありません。  
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。  
番号8、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第51号、番号8を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「185㎡」、所有権移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「住宅用地」、転用理由「現在親の家に同居しているので、申請地を譲り受けて自宅を建築したく申請する」とのことです。  
参考資料の1、2ページ、位置図をご覧ください。  
申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第1種中高層住居専用地域」にあります。このことから、申請地の農地

区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料3 ページから5 ページまでに、地番地目図及び図面等を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 それでは番号8について報告します。

農地転用ということで、先月後半に現場を見に行きました。「〇〇〇〇」さんも一緒に来られて、お話も聞いたので報告します。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、次男さんだそうです。この農地ですが、「他に住宅建てる土地はないのですか」と聞いたら、「もうこの土地しかないので、この土地の転用をお願いします」とのことでした。私もこの土地を見て、3面は住宅やら倉庫やら駐車場みたいになっていますし、1面は道路ということで、この親御さんとも斜め前で近いということで、「ここしかないんです」ということでよろしくをお願いしますとのことでした。転用良いと思います。

よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第52号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。

番号 76 から 77 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 52 号について説明します。

番号 76 から 77 まで一括して説明します。

番号 76、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「48 m<sup>2</sup>」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「418.4 a」、価格「〇〇〇〇」。

番号 77、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「807 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「1,022 m<sup>2</sup>」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「321.6 a」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

9 番

それでは番号 76、77 について説明いたします。

76 番、売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇だと思います。買い手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でまだまだ元気な方であります。これは「〇〇〇〇」さんのお母さんが亡くなる前から売買が成立していたのですが、お母さんが急に亡くなられたことで遅れた経緯があります。「〇〇〇〇」さんは元気な方なので大丈夫だと思いますのでよろしく願います。

77 番ですが、売り手が「〇〇〇〇」君、買い手が「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇で若いのですが、お父さんと一緒に耕作していましたが、お父さんが体調を悪くし、「〇〇〇〇」君も体が弱いことから、少し減らしたいということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、息子さん〇〇〇〇とがんばっておられますので「私がやります」ということで、こういう売買となりました。

よろしく願います。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 78、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 78、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,402 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「328.6 a」、「無償譲渡」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

13番 「〇〇〇〇」さん、旦那さんが亡くなられて耕作できないし、息子さんも〇〇〇〇に住まわれて仕事をしているので、近所で元々耕作していた「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇に家の近くで隣接園でもあるし、元々耕作していたということで譲り渡したいということです。「〇〇〇〇」君は若いし、お父さんもばりばり仕事をされているので問題ないと思います。  
よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 53 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。  
番号 197、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 53 号について説明します。

番号 197、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,159 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「2,770 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「376.3 a」、期間「4 年 4 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、ずっと〇〇〇〇をされており、〇〇〇〇を辞めてから、現在、〇〇〇〇をされており。借り手の「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですが、この 2 人はいどこ関係にありまして、もうすでにこの園地をずっと手伝って作っていたようなわけでありまして、ちゃんとした契約を交わしたいということで、親戚関係ではあるのですが、こういう形で貸借するというようお願いされました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 198、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 198、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「819 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「97.4 a」、期間「10 年」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

- 16番 貸し手「〇〇〇〇」さんの両親が亡くなられたことで、4、5年前から十分に管理できない状態になっていたため、隣の園地を作っている「〇〇〇〇」さんに「作ってくれないか」ということでお願いしたら、「作ります」ということで話がまとまりました。「〇〇〇〇」さんは現在2人でやっていますが、将来息子さんが就農される予定だということで大丈夫だと思います。  
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第54号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。  
番号14から15まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第54号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通じた貸借となっています。  
番号14から15まで一括して説明します。  
番号14、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,040 m<sup>2</sup>」、外7筆、計「11,351 m<sup>2</sup>」新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「203.7a」、期間「9年3ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号15、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「969 m<sup>2</sup>」外1筆、計「1,583 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「215.9a」、期間「9年3ヵ月」。賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号14・15について説明します。

地主の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住ですが、元々「〇〇〇〇」さんのお兄さんが〇〇〇〇でみかん作りをされておりました。お兄さんが去年亡くなられて、番号14の「〇〇〇〇」の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが「〇〇〇〇」さんと親戚関係ということもあり耕作することとなりました。「〇〇〇〇」さん、息子さんも卒業されて一緒にやられていて、3世代で代々ががんばっておられます。

番号15の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんと亡くなられた「〇〇〇〇」さんのお兄さんの家とは隣同士で、お兄さんが体の調子が悪くなった頃に「もしいけんになったらお前作ってくれよの」ということで話ができていたみたいで、今回亡くなられて「〇〇〇〇」さんから「〇〇〇〇さん、お願いします」ということで「〇〇〇〇」さんが作ることになりました。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第9号について説明します。

番号31、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「532 m<sup>2</sup>」外2筆、計「1,172.46 m<sup>2</sup>」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由「農地を贈与するため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時05分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年10月5日

会 長 大本 定一

議事録署名人 川口 一英

議事録署名人 菊池 眞策